

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが見られる一方、欧州政府の債務危機を巡る不確実性が高まり、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しており、雇用情勢についても、持ち直してはいるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、昨年10月には神奈川県地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとして、その重要性は高まっているところである。

よって、国におかれては、平成24年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、生活保護との整合性が明確にされたことから、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長